協会けんぽNEWS FUKUI
2024年10月

上手な医療のかかり方ご存じですか?

一人ひとりが上手な医療のかかり方を実践することは、ご自身の医療費節約だけではなく、将来の医療保険財政を守ることにもつながります。下記のポイントを実践して、医療費を節約しましょう。

はしご受診はやめましょう!

はしご受診とは、同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することです。はしご受診をすると、初診料が医療機関ごとに発生するため、医療費の負担が大きくなります。また同じような検査をすることは、体の負担にもつながります。

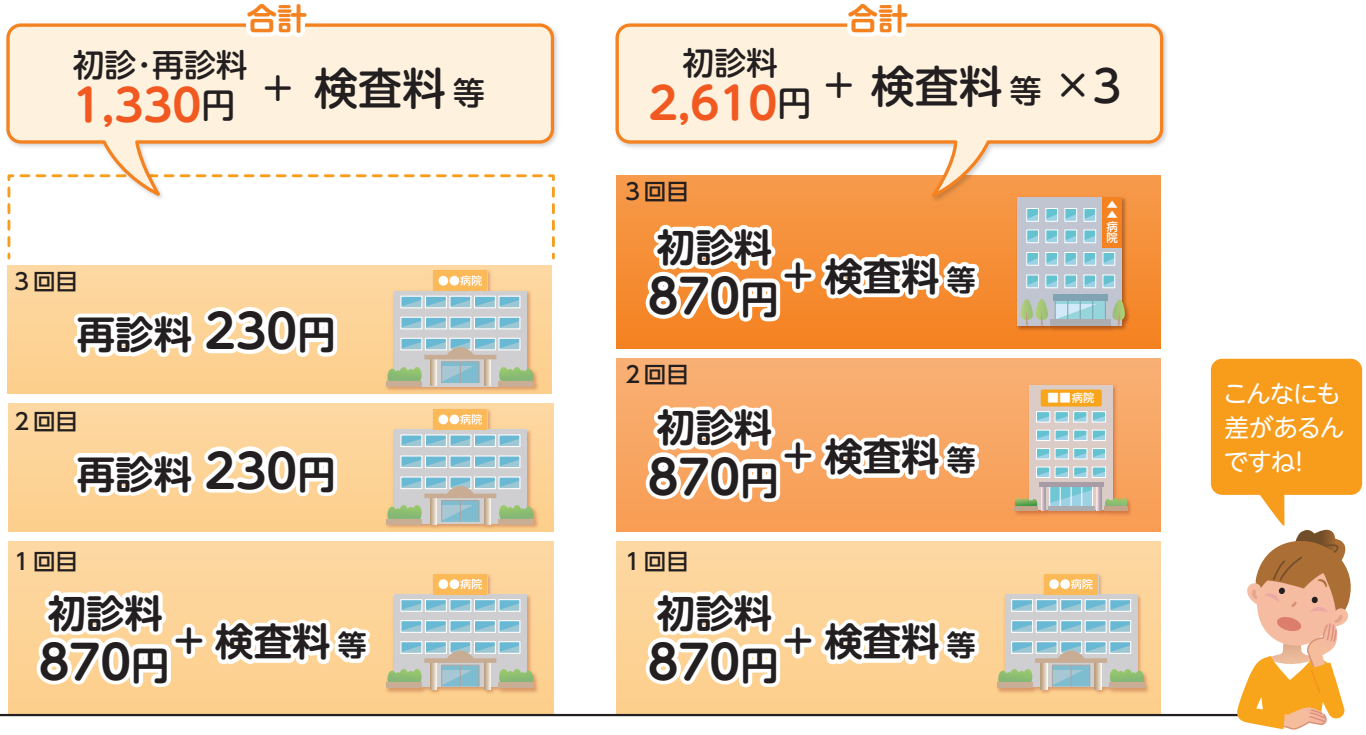

《同じ病院で受診する場合》(3割負担の場合)　　《3つの病院で受診する場合》(3割負担の場合)

病歴や体質などをふまえて、患者一人ひとりの状態に応じた、より丁寧な診療を受けることができる「かかりつけ医」をもちましょう。

活用しましょう!救急医療電話相談

子どもの救急医療電話相談「#8000」

おとなの救急医療電話相談「#7119」

休日・夜間に医療機関等を受診すると割増料金がかかります。休日・夜間の子どもの急な症状で、「すぐに病院を受診するか」「救急車を呼ぶべきか」など病院への受診の判断に迷う場合は、#8000をプッシュすると、医師や看護師から電話でアドバイスを受けることができます。おとなの救急医療電話相談#7119は令和6年10月より始まっています。

福井県　救急医療電話相談　検索

(No.93)
全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ
〒910-8541　福井市大手3-7-1　福井県繊協ビル9F

令和6年度 被扶養者資格再確認について

被扶養者資格を満たしているかの再確認を毎年実施しています。加入者の皆様の保険料負担軽減につながる大切な確認ですので、提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

確認対象となる方	令和６年４月１日時点で18歳以上の被扶養者
被扶養者状況リストの送付時期	令和６年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付
提出期限	令和６年11月29日(金)

詳しくはこちら

【お問い合わせ先】：業務グループ 0776-27-8300 (自動音声案内①)　協会けんぽ 被扶養者資格再確認 検索

資格を喪失した後の保険証について

退職等により資格を喪失した場合、または被扶養者資格再確認の結果、扶養の解除となった場合は、保険証を使用することができません。以下に当てはまる場合は、事業所において速やかに保険証を回収の上、「資格喪失届」または「被扶養者異動届」に添付し、日本年金機構へご提出ください。紛失等により添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付し、日本年金機構へご提出ください。

保険証が使えなくなる日

被保険者

①適用事業所に使用されなくなった日の翌日（例：退職日の翌日）
②後期高齢者医療制度の被保険者になった日
③死亡した日の翌日

被扶養者

①被保険者が資格喪失した日
②就職や結婚などにより扶養から外れた日
③後期高齢者医療制度の被保険者になった日
④死亡した日の翌日

資格喪失後の保険証を使用すると、協会けんぽは本来負担する必要のなかった医療費を支払うことになるため、後日、協会けんぽ負担分の医療費(７～８割分)を返還していただくことになります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

退職後の健康保険について詳しくはこちらをご覧ください

【お問い合わせ先】：レセプトグループ 0776-27-8300 (自動音声案内③)

マイナ保険証について

令和６年12月２日以降、新規に保険証は発行されません。以下のご協力をお願いいたします。

①新規採用者については、早期にマイナンバーを収集し、「資格取得届」「被扶養者異動届」は、５日以内に日本年金機構へご提出ください。
②「資格取得届」および「被扶養者異動届」のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。
③従業員の皆さまに、マイナ保険証で受診していただくよう、積極的な呼びかけをお願いいたします。

詳しくはこちら

【通知カードやマイナンバー制度等に関するお問い合わせ先】：マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
【マイナ保険証や資格情報のお知らせ等に関するお問い合わせ先】：マイナンバーコールセンター 0570-015-369

全国健康保険協会
協会けんぽ
福井支部
健康づくりは幸せづくり

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日配信中！　登録はこちらから⇒

「@kyoukaikenpo.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。